第4章　３R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

１　概　説

人類は天然資源を利用することで文明を発展させてきたが、産業革命・工業化以降、自然環境が持つ自己修復性を超えて天然資源を利用することで、地球温暖化、資源の枯渇、生物多様性の減少など、環境問題を引き起こすこととなった。この環境問題を国際的課題として捉えた最初の会議であった１９７２年の「国連人間環境会議」以降、世界各国でさまざまな取り組みが展開されてきた。中でも廃棄物問題は住民に特に身近な問題として認知され、廃棄物による環境負荷を軽減する手段のひとつとして、「リサイクル」が世界各国で実施されてきた。

我が国においては、平成３年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の全面改正および「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」の制定、平成７年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の制定、平成１０年の「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の制定と、廃棄物の減量と再資源化に向けた動きが強まってきている。このうち「容器包装リサイクル法」において、容器包装廃棄物についてのみではあるが、初めて消費者・事業者・行政の三者が一体となってリサイクルするシステムが法的に作り上げられ、また「家電リサイクル法」においては、事業者に対し法対象品目の再資源化を、消費者に対し再商品化費用等の負担を義務づけ、廃棄物処理と再資源化の責任分担を明確に位置づけている。

さらに、平成１２年に「循環型社会形成推進基本法」が制定されると同時に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」の相次ぐ制定、廃棄物処理法、リサイクル法の改正（資源有効利用促進法に名称変更）などにより、法レベルでの資源循環型社会経済システムの整備が図られてきており、「大量生産、大量消費、大量廃棄」というこれまでの「もの」の流れの概念を資源循環型へと大きくシフトさせるとともに、リサイクル優先の概念を一歩進めた「廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）」、いわゆる３Ｒの推進へと、位置づけが変わってきた。

本市においては、市内に最終処分場が無いことから、昭和５３年度の「集団資源回収運動」を皮切りに、びん・かん・金属類・ペットボトル・繊維類の「ステーション回収」、紙パックの「拠点回収」といった独自の分別収集方法の組み合わせ（川口方式）を確立し、早くからごみの減量化・資源化に取り組んできた。現在は「集団資源回収方式」（対象品目：古紙類・繊維類）、「ステーション収集方式」（対象品目：びん・飲料かん・金属類・ペットボトル・繊維類・紙類・プラスチック製容器包装）の２系統での資源分別収集を実施するとともに、焼却処理施設では焼却残さ金属・未酸化アル

ミ・未酸化鉄を、破砕処理施設では破砕前に小型家電を、破砕前後に金属を、資源化施設では金属類から手選別で小型家電を回収している。さらに、これら物質回収（マテリアルリサイクル）の他に、廃棄物の焼却によって得られる熱エネルギーの回収（サーマルリサイクル）による発電等を実施しており、資源循環型の処理体制を推進している。

その他に、平成４年度から生ごみの減量化および資源化を促進するため、市民が生ごみ処理容器を購入する際に補助金を交付する「生ごみ処理容器等購入費補助制度」を実施し、廃棄物の発生抑制にも取り組むとともに、平成１９年度から「３Ｒ推進活動等助成事業」として、市民の廃棄物問題に対する意識の向上を図り、循環型社会の構築および地域コミュニティ意識の醸成を目的として、町会および自治会が行う３Ｒ推進に関する研修、不法投棄対策等の活動に対して助成を行っている。

２　ごみの発生・排出抑制対策

（１）一般ごみ収集袋の透明・半透明化について

平成７年に事業系および家庭系一般ごみを排出する際の袋の基準を変更し、事業系一般ごみについては平成７年２月から黄色半透明袋、家庭系一般ごみについては平成７年４月から透明又は白色半透明と定めた。

サイズや材質・氏名記入等の規定はなく、市での有料袋の販売や無料配布等はしていないので、市販されているものを使用可能としている。透明度の基準については、新聞紙を袋に入れ、その新聞紙の文字を透かして読める程度としている。

平成１４年１２月からは、新たに資源物の分別品目を６品目から１１品目に増やし、紙類についてはひもで結束、その他の資源物については透明袋で排出するよう改めた。

（２）クリーン推進員について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条の８に規定されている「廃棄物減量等推進員制度」に基づき、川口市でも平成７年２月より「川口市クリーン推進員制度」を導入し、地域住民代表等６２３名の市民を委嘱している（令和６年４月１日現在）。

活動内容は、

①廃棄物の減量及び適正な処理の普及啓発

②廃棄物の分別及び排出指導等

③集団資源回収並びに環境美化活動の指導及び協力

④廃棄物及び再生利用対象物保管場所等の調査

⑤その他市の施策への協力

である。

（３）共同住宅等の一般廃棄物等保管場所設置について

１０戸以上の共同住宅、長屋及び一団の住宅を建設する場合は、川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第５２条の規定に基づき一般廃棄物等の保管場所の設置を義務付けている。

また、１０戸未満の共同住宅及び長屋を建設する際や、一般廃棄物等保管場所の設置がない既存の１０戸以上の共同住宅及び長屋についても、保管場所の敷地内設置に努めるよう義務付けている。

（4）３R推進活動等助成事業について

町会および自治会が行う３Ｒ推進活動等を助成することで市民の廃棄物問題に対する意識の向上を図り、循環型社会の構築および地域コミュニティ意識の譲成に寄与するものであり、平成１９年４月から実施している。

３Ｒ推進に関する研修会等の啓発活動や、一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策活動、集積所周辺を含む清掃等の維持管理活動の３項目を必須項目とし、そのほか、地域清掃や資源物ステーションにおける不法投棄防止対策活動などの１２項目のメニューから、団体の実情に合わせて４項目以上を選択していただき、合計７項目以上の３Ｒ推進活動等を自主的に実施する町会・自治会に対して助成する制度である。

なお、助成金額は１世帯あたり４００円を上限額とし、この額に町会・自治会加入世帯数を乗じて得た額としている。

◎３R推進活動等助成状況

年　度	交付団体数	助成金額（円）
令和元年度	231	68,076,000
令和２年度	231	67,370,000
令和３年度	230	67,349,000
令和４年度	231	66,776,000
令和５年度	230	65,955,000

◎３R推進活動等助成事業実施メニューおよび活動状況の推移

No.	項　　目		実施基準	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
				件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	必須項目	一般廃棄物の減量化、再使用若しくは再資源化又は適正処理を推進するための研修会の実施、その他の啓発活動	年度１回以上	230	100%	231	100%	230	100%
2		一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策に関する活動	月１回以上	230	100%	231	100%	230	100%
3		一般ごみステーションおよびその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動	週１回以上	230	100%	231	100%	230	100%
4	選択項目	一般ごみステーションの設置に関する活動	必要に応じた回数	49	21.3%	44	19%	44	19.1%
5		一般ごみステーションにおける鳥等の鳥獣対策に関する活動	年度１回以上	199	86.5%	199	86.1%	195	84.7%
6		資源物ステーションの設置に関する活動	必要に応じた回数	42	18.2%	43	18.6%	39	16.9%
7		資源物ステーションにおける鳥等の鳥獣対策に関する活動	年度１回以上	115	50.0%	112	48.4%	120	52.1%
8		資源物ステーションにおける不法投棄防止対策に関する活動	月１回以上	219	95.2%	215	93%	219	95.2%
9		資源物ステーションおよびその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動	週１回以上	222	96.5%	215	93%	216	93.9%
10		乾電池収集拠点の設置に関する活動	必要に応じた回数	9	3.9%	8	3.4%	8	3.4%
11		乾電池収集拠点における不法投棄防止対策に関する活動	月１回以上	118	51.3%	116	50.2%	114	49.5%
12		乾電池収集拠点およびその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動	週１回以上	75	32.6%	83	35.9%	68	29.5%
13		クリーン推進員の指導に基づく地域清掃に関する活動	年度４回以上	210	91.3%	194	83.9%	191	83%
14		不法投棄の防止対策としての地域巡回に関する活動	年度４回以上	209	90.8%	205	88.7%	209	90.8%
15		その他市長が３Ｒ推進活動等としてふさわしいと認める活動	市長が認める頻度	10	4.3%	17	7.3%	17	7.3%

３　事業系ごみ対策

（１）エコリサイクル推進事業所登録制度について

本来の事業活動以外でごみ減量・リサイクル・地球温暖化対策など環境保全への取り組みを積極的に行っている市内の店舗・事業所を川口市で認定し、「川口市エコリサイクル推進事業所」として登録する制度を平成７年１０月より実施している。登録された店舗・事業所は川口市ホームページに掲載されるほか、登録証および登録表示板が交付され、そのシンボルマークを店頭に掲げたり、広告や印刷物等に使用したりするなど事業活動に利用することで、ごみ減量・リサイクル活動に積極的な姿勢を消費者に対してアピールできるメリットがある。

令和６年４月１日現在、エコリサイクル推進事業所登録数は１３８事業所であり、その内訳はエコリサイクルショップ（店舗）３２事業所、エコモーション（事務所等）１０６事業所となっている。

◎登録対象となる取組み内容

1	Ｒｅｄｕｃｅ（リデュース） ・ごみを出さない、ごみになりやすいものを使わない工夫。
2	Ｒｅｕｓｅ（リユース） ・物を繰り返し使う、また、長く使うための工夫。
3	Ｒｅｃｙｃｌｅ（リサイクル） ・使えなくなったものでも、ごみにしないで資源として活用できるようにしていること。 また、リサイクル製品を利用すること。
4	地球温暖化対策のために行っていること。

（２）事業用建築物の建設に際して

事業用建築物（営利・非営利問わず。）を建設しようとする者は、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第２８条の規定に基づき、再生利用対象物及び事業系一般廃棄物の保管場所設置を義務付けている。さらに、同条例第１７条第６項に基づき、再生利用対象物及び廃棄物の保管場所設置届の提出を義務付けている。

（３）　大規模建築物の所有者の義務に関して

事業用途に供する部分の床面積の合計が３，０００㎡以上の建築物の所有者においては、川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第１７条第２項に基づき、廃棄物管理責任者を選任しその旨を市に届ける義務がある。また、同条第３項に基づき、廃棄物の減量に関する計画書を毎年一回、市に提出する義務がある。

（４）　保管場所事前協議

◎事前協議件数の推移　（単位：件）

項目／年度	家庭系保管場所	事業系保管場所
令和元年度	67	48
令和２年度	54	34
令和３年度	67	45
令和４年度	92	55
令和５年度	134	57

※「家庭系保管場所」は新築の 10 戸以上の共同住宅、長屋、一団の住宅の協議件数

（５）　事業系ごみ適正処理啓発事業

７月に西川口駅周辺の飲食店及び販売店（３５７業者）、１１月に川口駅周辺の飲食店（６０事業者）、計４１７事業者へ訪問の上、事業系ごみの適正処理について啓発、周知を図った。

また、ＮＴＴのタウンページデータ（官公庁等を除く）のうち、一般廃棄物収集運搬業許可業者との契約が確認できていない民間事業者を対象に、「事業系ごみの適正処理の手引き」等を送付することにより、事業系ごみの適正処理の促進を図っている。

◎送付件数の推移　（単位：件）

年度	送付事業者
令和元年度	171
令和２年度	197
令和３年度	141
令和４年度	132
令和５年度	89

４　脱プラスチックに向けた取り組み

近年、自然界に放出されたプラスチック製品が、紫外線や波で劣化し、破砕・細分化され、マイクロプラスチックとなって海洋生態系に影響を及ぼすことが懸念されている。

本市では、プラスチック製容器包装の回収やレジ袋削減などに先進的に取り組んできたが、一方で、啓発用品・記念品等として、年間２０万点を超えるプラスチック製品を配布している。そこで、市民の脱プラスチックに向けた意識向上のため、市が率先して下記事業に取り組んでいく。

○令和元年度からの川口市の取り組み内容

① 本市が提供するうちわは、プラスチック製から竹、木、紙製等に切り替える。

② 本市が関係（主催・共催・後援等）するイベント等では、プラスチック製うちわの提供を自粛するように、出展者に協力を求める。

③ 本市が提供する啓発用品や記念品等は、代替が利かないプラスチック製品を除き、プラスチック製品の使用を極力抑制する。

④ 職員は、マイバッグ、マイカップ、マイスプーン等を使用して、脱プラスチックに率先して取り組む。

５　生ごみの減量化

生ごみの減量化および資源化を促進するため、平成４年度から市民が生ごみ処理容器を購入する際に支援金を交付している。平成８年度からは電気式も対象となった。平成２２年度に、名称を「川口市地球高温化対策活動支援金」へと変更（平成２８年度から「川口市地球温暖化対策活動支援金」へと変更）し、市内から排出される温室効果ガスの削減に有効な活動をされた方への支援制度として実施し、平成２３年度からは、購入後の事後申請とした。

支援内容	交付対象	提出書類・添付書類
設置費に２分の１を乗じて得た額（１００円未満切捨）とし上限まで。 ただし、市内業者を活用した場合１セット上限 ２４，０００円、市内業者以外による設置の場合１セット上限２０，０００円とする。	自宅において、家庭から排出される厨芥類（以下「生ごみ」という。）の自家処理により、生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器を購入し、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該容器を使用する活動（増設は対象外） 【交付条件】 ・市内に住所を有し、申請者自らが居住する住宅で使用すること。 ・市税に滞納がないこと。 ・設置する機器等が転売目的または中古品でないこと。 ・容器等の内部で生ごみを減量する機能を有するもの ・臭気等の発散の防止や雨水が流入しないフタがあるもの ・代金の領収日が令和６年３月１日から令和７年２月 28 日までの間であること。	①申請書兼請求書（様式第１号の１） ②領収書の写し ③設置状況の写真（設置後） ④機器の名称及び処理方法等がわかるカタログ等の写し ⑤発行日から１年以内の「法人登記事項証明書」（法人の市内業者による設置の場合） ⑥発行日から１年以内の「住民票」（個人事業主の市内業者による設置の場合） ⑦その他必要な書類

◎生ごみ処理容器等購入費補助（支援）金の改定経過

改定年月日	H4.4.1	H8.4.1	H12.4.1	H18.4.1	H27.4.1	H27.10.1
補助額 ※	購入額の 1/2	購入額の 1/2	購入額の 1/2	購入額の 1/2	購入額	購入額の 1/2
1 基あたりの上限額	4,000 円	50,000 円	50,000 円	20,000 円	市内業者：40,000 円 それ以外：32,000 円	市内業者：24,000 円 それ以外：20,000 円
1 世帯あたりの補助基数	2 基まで	2 基まで	1 基まで	1 基まで	1 基まで	1 基まで

※　100 円未満切捨て（H27 年 4 月～9 月は“元気”川口商品券による支援で 1,000 円未満切捨て）

◎生ごみ処理容器等購入費補助（支援）状況の推移

年度	補助（支援）基数（基）				補助（支援）金額（円）			
	手動式（コンポスト・バイオ）	電気式（乾燥・バイオ）	ディスポーザー式	計	手動式（コンポスト・バイオ）	電気式（乾燥・バイオ）	ディスポーザー式	計
令和元年度	14	37	0	51	48,100	522,900	0	571,000
令和２年度	9	99	0	108	27,500	1,447,100	0	1,474,600
令和３年度	34	87	0	121	91,900	1,360,600	0	1,452,500
令和４年度	40	82	0	122	89,000	1,409,100	0	1,498,100
令和５年度	53	169	0	222	112,100	3,088,200	0	3,200,300
事業開始（平成４年度）からの累計	2,721	3,983	4	6,708	10,219,150	125,121,900	80,000	135,421,050

６　川口市資源リサイクルシステム

令和６年４月１日現在

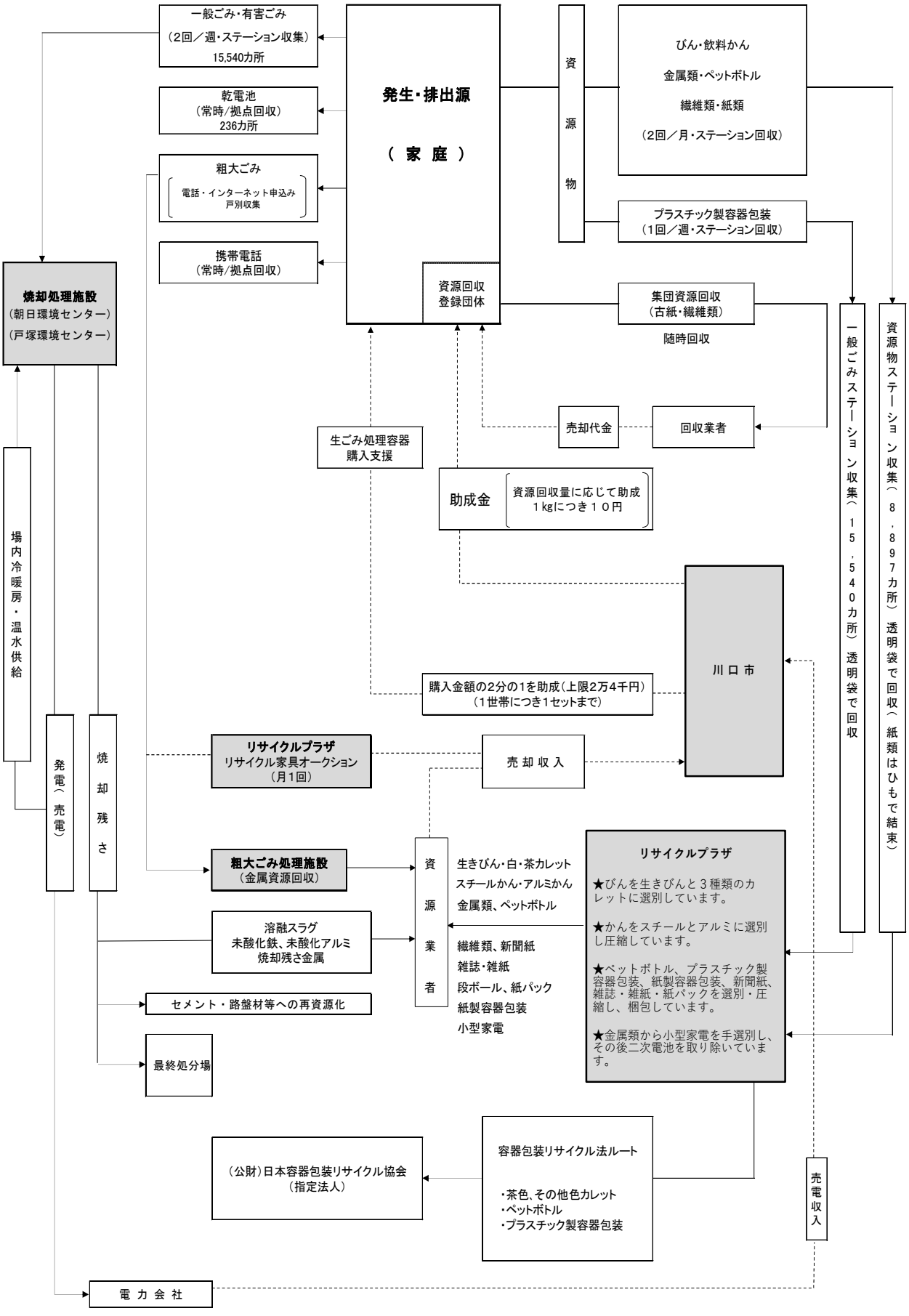

7　資源化物の推移

◎資源化物量の推移

項目 ＼ 年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
資源化物（t）	びん	3,238.64	3,493.07	3,414.66	3,233.06	3,051.18
	飲料かん	1,140.94	1,267.15	1,206.09	1,113.58	1,072.56
	金属類	1,127.26	1,214.21	1,146.52	1,000.45	924.99
	ペットボトル	1,859.24	1,981.99	2,040.33	2,040.94	2,138.19
	繊維類	1,520.28	1,807.44	1,657.73	1,658.46	1,523.65
	紙類	5,159.02	6,212.87	6,115.15	6,075.37	5,923.32
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	3,050.96	3,279.79	3,374.01	3,336.37	3,164.72
	集団資源回収	11,822.58	11,103.29	10,778.81	10,379.32	9,558.37
	再生粗大ごみ	8.13	8.79	10.88	8.72	5.82
	破砕前金属	294.89	344.66	344.53	293.79	149.77
	破砕後金属	951.63	1,011.95	955.61	864.51	688.54
	破砕前アルミ屑	36.74	39.74	39.21	34.73	16.82
	破砕後アルミ屑	32.81	36.4	32.59	27.27	21.42
	焼却残さ金属	796.67	791.29	726.52	375.19	0
	未酸化鉄	737.03	748.74	709.7	623.75	565.36
	未酸化アルミ	71.31	56.88	66.35	55.71	47.61
	溶融スラグ	7,303.65	8,054.50	7,522.07	7,048.56	6,394.45
	焼却残渣物（セメント資源・路盤材資源）	1,836.78	1,212.52	1,137.03	1,646.31	1,708.17
	特定家庭用機器	11.05	10.96	9.94	8.93	7.67
	小型家電	59.05	65.86	60.96	45.65	34.16
	乾電池	88.14	90.54	91.58	97.88	93.61
	二次電池	0	0	0	0	0
	蛍光管	12.56	12.01	12.11	10.13	5.84
	合計	41,159.56	42,844.64	41,452.38	39,978.68	37,096.22
前年比（%）		100.2	104.1	96.8	96.4	97.8
リサイクル率※（%）		22.4	23.4	23.0	22.8	22.3
１人当たり資源化量（kg）		67.7	70.5	68.5	66.1	61.1

※　リサイクル率＝資源化物量÷ごみ排出量×１００

◎資源化物売却代金の推移

項目＼年度		令和元度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
資源化物（円）	びん	201,270	213,226	222,340	192,875	167,299
	飲料かん	123,714,884	128,889,879	227,053,968	249,912,039	218,581,014
	金属類	10,512,518	5,197,739	39,285,625	35,398,066	23,355,043
	ペットボトル	59,016,213 49,320,076*	32,964,899 62,819,401*	32,096,361 64,180,427*	55,775,808 158,516,314*	22,744,638 174,054,087*
	繊維類	29,027,141	9,092,581	28,273,086	64,677,171	108,149,978
	新聞紙	5,883,212	3,388,341	3,268,742	19,963,620	14,541,180
	雑誌・雑紙	10,062,081	2,766,670	3,543,562	32,636,519	34,920,537
	段ボール	8,215,858	6,277,914	8,185,000	39,368,169	21,265,603
	紙パック	246,451	99,748	85,624	239,536	295,948
	紙製容器包装	2,167,747	865,579	882,904	5,777,002	5,181,517
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	0*	427,508*	0*	0*	0*
	未酸化アルミ	42,858	31,165	130,510	22,049	57,604
	未酸化鉄	27,135	8,226	21,891	226,412	441,534
	破砕鉄	14,668,073	10,512,151	35,542,647	38,445,424	26,059,081
	破砕アルミ	4,016,495	2,906,213	4,056,150	4,421,770	3,641,856
	溶融スラグ	1,591,100	1,771,987	1,654,850	1,550,679	1,406,776
	小型家電	2,386,892	3,624,830	3,345,705	5,336,540	4,257,220
	合計	321,100,004	271,858,057	451,829,392	712,459,993	659,120,915

＊　指定法人からの再商品化合理化拠出金及び有償入札拠出金の合計金額

８　集団資源回収

ごみ減量化と資源の再利用を目的に、町会・自治会等登録団体に対し、対象品目（古紙類・繊維類）の回収量に応じて、昭和５３年１０月から助成金を交付している。回収日、回収場所等は団体ごとに決め、現在、助成金額は１ｋｇにつき１０円である。

◎集団資源回収状況の推移

年度	登録団体数	実 施 回 数	回収重量（kg）	助 成 金（円）
令和元年度	433	11,197	11,822,577	118,225,770
令和２年度	430	10,573	11,103,285	111,032,850
令和３年度	425	10,276	10,778,813	107,788,130
令和４年度	422	10,528	10,379,319	103,793,190
令和５年度	416	10,392	9,558,367	95,583,670

◎助成金単価改定経過

改定年月日	昭和 53 年 10 月 1 日	昭和 56 年 8 月 1 日	昭和 62 年 4 月 1 日	平成 2 年 4 月 1 日
1kg あたりの助成金	１ 円	40kg 未満：２円 40kg 以上：３円	５ 円	１０円

◎集団資源回収品目

（令和４年４月１日現在）

種類		品　　目	出し方のルール
古紙類	新 聞 紙 類	新聞紙、チラシ、広告	・新聞紙と雑誌は別々にまとめ、紐などでしっかり縛る。 ・袋、段ボール、箱等に入れない。 ・段ボール箱はつぶして、紐などで縛る。
	雑　誌　類	週刊誌、ノート、単行本、教科書	
	段ボール類	段ボール箱	
繊維類		古生地、古服等	・集団資源回収で回収していない地域では、繊維類収集に出す。

◎品目別集団資源回収量の推移

（単位：ｔ）

項目／年度	新 聞 紙	雑　　誌	段ボール	繊維類	合　　計
令和元年度	4,103	3,180	4,146	394	11,823
令和２年度	3,310	2,974	4,443	376	11,103
令和３年度	3,294	2,801	4,348	336	10,779
令和４年度	3,032	2,802	4,253	292	10,379
令和５年度	2,709	2,563	4,018	268	9,558

◎集団資源回収登録団体種別団体数の推移

（単位：団体）

項目／年度	町　会	子供会	婦人会	ＰＴＡ	マンション管理組合	その他	合　　計
令和元年度	177	29	3	28	144	52	433
令和２年度	175	29	3	27	146	50	430
令和３年度	174	27	3	26	147	48	425
令和４年度	173	26	2	27	147	47	422
令和５年度	174	26	2	25	147	42	416

９ びん

びんの分別収集は、昭和５４年８月にステーション５０カ所を設け、テスト収集したことに始まり、昭和５５年４月からは市内全域でステーション収集を開始した。平成１４年１２月からは、びん、飲料かんを同一の日に、月２回の透明袋によるステーション収集で実施している。収集したびんは、リサイクルプラザに搬入し、中間処理（びんは白・茶・その他カレットおよび生きびんに選別）を行った後、生きびん・白カレット・一部茶カレットは売却、茶カレット・その他カレットは容器包装リサイクル法に基づき（公財）日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）に引き渡し、選別しきれないカレット残渣についても資源化業者にそれぞれ再商品化を委託している。

◎びん売却重量・売却代金の推移

年度	生きびん		白カレット		茶カレット		合計		
	売却重量 (kg)	売却代金 (円)	売却重量 (kg)	売却代金 (円)	売却重量 (kg)	売却代金 (円)	売却重量 (kg)	売却代金 (円)	売却代金（税込） (円)
令和元年度	24,262	74,180	936,500	93,650	335,640	16,778	1,296,402	184,608	201,270
令和２年度	23,806	77,900	1,064,410	106,441	330,320	16,511	1,418,536	193,852	213,226
令和３年度	24,156	73,120	1,111,390	111,139	357,640	17,879	1,493,186	202,138	222,340
令和４年度	20,350	67,650	984,280	108,265	308,480	16,960	1,313,110	175,350	192,875
令和５年度	15,878	47,820	870,510	87,051	344,680	17,231	1,231,068	152,102	167,299

◎びんの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移

年度	茶カレット					その他カレット				
	引渡し量 (t)	市町村負担率 (%)	委託単価 (円/t)	再商品化委託料 (円)	再商品化合理化拠出金 (円)	引渡し量 (t)	市町村負担率 (%)	委託単価 (円/t)	再商品化委託料 (円)	再商品化合理化拠出金 (円)
令和元年度	403.61	16	6,000	—	0	548.63	11	11,600	763,465	—
令和２年度	442.37	16	5,900	—	0	650.16	10	13,700	979,788	—
令和３年度	409.64	14	6,400	—	0	664.83	7	17,500	895,855	—
令和４年度	422.68	12	7,200	—	0	579.27	8	23,600	1,203,011	—
令和５年度	340.65	12	8,200	—	0	544.46	8	16,100	771,391	—

※ 平成24～30年度の茶カレットについては、市町村負担分は独自に売却しているので、指定法人への再商品化委託料は支出していない。
※ 再商品化合理化拠出金は、品質基準および低減額貢献度による合計金額である。

◎びんの売却単価の推移

年度	月	びん（円／ｋｇ）	
		白カレット	茶カレット
令和元年度	４～３月	0.1	0.05
令和２年度	４～３月	0.1	0.05
令和３年度	４～３月	0.1	0.05
令和４年度	４～３月	0.1	0.05
令和５年度	４～３月	0.1	0.05

１０　飲料かん

飲料かんの分別収集は、昭和５４年８月にステーション５０カ所を設け、テスト収集したことに始まり、昭和５５年４月からは市内全域でステーション収集を開始した。平成１４年１２月からは、びん、飲料かんを同一の日に、月２回の透明袋によるステーション収集で実施している。収集した飲料かんは、リサイクルプラザに搬入し、スチール・アルミに選別後圧縮し、売却している。

◎飲料かん売却重量・売却代金の推移

年度	スチールかん		アルミかん		合　計		
	売却重量(kg)	売却代金(円)	売却重量(kg)	売却代金(円)	売却重量(kg)	売却代金(円)	売却代金（税込）(円)
令和元年度	245,130	4,925,736	895,810	108,633,745	1,140,940	113,559,481	123,714,884
令和２年度	260,670	4,945,026	1,006,480	112,227,596	1,267,150	117,172,622	128,889,879
令和３年度	223,140	7,558,624	982,950	198,854,083	1,206,090	206,412,707	227,053,968
令和４年度	201,780	7,581,790	911,800	219,610,977	1,113,580	227,192,767	249,912,039
令和５年度	188,480	7,844,086	884,080	190,865,933	1,072,560	198,710,019	218,581,014

◎飲料かん売却単価の推移

年度	月	飲料かん（円／ｔ）	
		スチールかん	アルミかん
令和元年度	４～６月	23,000	131,201
	７～９月	21,200	123,123
	10～12 月	18,010	114,001
	１～３月	18,300	117,007
令和２年度	４～６月	10,000	105,105
	７～９月	19,010	97,655
	10～12 月	20,001	112,000
	１～３月	27,500	132,300
令和３年度	４～６月	28,530	165,000
	７～９月	31,200	207,316
	10～12 月	35,500	228,800
	１～３月	40,500	214,201
令和４年度	４～６月	44,000	283,000
	７～９月	32,500	235,100
	10～12 月	35,000	212,121
	１～３月	40,100	231,111
令和５年度	４～６月	41,000	211,112
	７～９月	39,500	218,200
	10～12 月	43,100	216,101
	１～３月	43,220	218,218

１１　金属類

金属類の分別収集は、平成５年１月から市内全域でステーション収集を開始した。平成１４年１２月からは、金属類、紙類を同一の日に、月２回の透明袋によるステーション収集で実施している。収集した金属類は選別処理をした後、資源業者へ売却している。

さらに、金属類として収集した小型家電から二次電池を取り除き、この二次電池も資源業者へ売却している。

◎金属類売却重量・売却代金の推移

年度	金属類		
	売却重量（kg）	売却代金(円)	売却代金（税込）（円）
令和元年度	998,320	9,677,007	10,512,518
令和２年度	1,114,880	4,725,219	5,197,739
令和３年度	1,146,520	35,714,209	39,285,625
令和４年度	1,000,450 (内、二次電池 1,770)	32,180,067 (内、二次電池 10,270)	35,398,066 (内、二次電池 11,297)
令和５年度	924,989 (内、二次電池 3,909)	21,231,862 (内、二次電池 32,000)	23,355,043 (内、二次電池 35,200)

◎金属類売却単価の推移

年度	月	金属類（円／ｔ）
令和元年度	４～６月	16,610
	７～９月	8,500
	10～12 月	6,500
	１～３月	6,000
令和２年度	４～６月	3,000
	７～９月	3,500
	10～12 月	3,000
	１～３月	7,770
令和３年度	４～６月	18,710
	７～９月	30,000
	10～12 月	41,110
	１～３月	37,370
令和４年度	４～６月	42,210（金属類）・46,000（スチール缶プレス）・61,000（アルミ缶プレス）
	７～９月	33,300（金属類）・33,300（スチール缶プレス）・51,000（アルミ缶プレス）
	10～12 月	26,100（金属類）・33,000（スチール缶プレス）・41,000（アルミ缶プレス）
	１～３月	26,200（金属類）・26,200（スチール缶プレス）・26,200（アルミ缶プレス）
令和５年度	４～６月	28,210
	７～９月	21,200
	10～12 月	22,200
	１～３月	20,100

※令和４年度は試験的な運用として金属類、スチール缶プレス、アルミ缶プレスに分類した。

◎二次電池等売却単価

年度	二次電池（円／kg）		
	ニッケル水素電池	リチウムイオン電池	鉛電池
令和４年度	50	10	1
令和５年度	50	10	1

１２　ペットボトル

ペットボトルの分別収集は、平成６年７月から月１回、透明又は白色半透明袋によるステーション収集方式で実施してきたが、平成１４年１２月に新分別収集を開始するにあたって、収集回数を月２回に増加すると伴に、透明袋による収集に変更した。収集したペットボトルは、リサイクルプラザに搬入した後、選別、圧縮等の処理を行い、指定法人に再商品化を委託し、一部については再生資源業者に売却をしている。平成１９年度からは指定法人より拠出金を受けている。

◎ペットボトルの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移

年度	ペットボトル				
	引渡し量（ｔ）	市町村負担率（%）	自主売却量（t）	自主売却金額（円）（税込）	拠出金（円）
令和元年度	880.93	0	978.31	59,016,213	49,320,076
令和２年度	1,136.84	0	845.15	32,964,899	62,819,401
令和３年度	1,468.43	0	571.90	32,096,361	64,180,427
令和４年度	1,574.94	0	466.00	55,775,808	158,516,314
令和５年度	1,880.10	0	258.09	22,744,638	174,054,087

※　指定法人からの拠出金のうち、令和５年度は、有償入札拠出金及び再商品化合理化拠出金の合計額である。
※　市町村負担率は、国の調査の結果、小規模事業者から排出される分が無いため０％となっている。

◎ペットボトル売却単価の推移

年度	月	ペットボトル（円／kg）
令和元年度	４～９月	52.0
	10～３月	59.0
令和２年度	４～９月	62.0
	10～３月	5.0
令和３年度	４～９月	37.0
	10～３月	66.0
令和４年度	４～９月	90.0
	10～３月	144.0
令和５年度	４～９月	90.0
	10～３月	63.5

１３　繊維類

繊維類の分別収集は、平成６年７月から月１回、透明又は白色半透明袋によるステーション収集方式で分別収集を実施してきたが、平成１４年１２月に新分別収集を開始するにあたって、収集回数を月２回に増加すると伴に、透明袋による収集に変更した。収集した繊維類は、リサイクルプラザに搬入した後、資源業者に売却している。

◎繊維類売却状況の推移

年度	繊維類						
	売却重量（ｔ）	売却代金（円）	売却代金（税込）（円）	売却単価（円/kg）			
				4～6 月	7～9 月	10～12月	1～3 月
令和元年度	1,520.28	26,614,925	29,027,141	16.0	16.5	17.5	20.5
令和２年度	1,807.44	8,265,986	9,092,581	5.1	2.05	2.5	8.6
令和３年度	1,657.73	25,702,809	28,273,086	9.2	12.5	18.6	23.7
令和４年度	1,658.46	58,797,430	64,677,171	24.0	25.5	38.6	60.3
令和５年度	1,523.65	98,318,166	108,149,978	58.3	61.3	67.5	72.6

１４　紙　類

本市では、焼却対象のごみとして戸塚環境センターに搬入した紙類については、ピットに投入される前に再生利用が可能なものを回収、資源化し、また、平成３年４月から紙パックを拠点回収して資源業者に売却してきた。平成１４年１２月からは、紙類を新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、紙製容器包装としてそれぞれ紐で結束したものを分別収集し、選別、圧縮等の処理を行い資源業者に売却している。また、紙製容器包装の一部は平成２８年度まで指定法人に引き渡していた。平成２１年度からは指定法人より、拠出金を受けている。

◎紙類売却状況の推移

（単位　売却重量：kg　売却代金：円（税込））

項目／年度	新　聞		雑誌・雑紙		段ボール		紙パック		紙製容器包装		合　計	
	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金
令和元年度	565,960	5,883,212	1,542,490	10,062,081	2,290,870	8,215,858	21,720	246,451	737,980	2,167,747	5,159,020	26,575,349
令和２年度	643,510	3,388,341	1,708,480	2,766,670	3,051,320	6,277,914	22,670	99,748	786,890	865,579	6,212,870	13,398,252
令和３年度	627,590	3,268,742	1,558,840	3,543,562	3,106,620	8,185,000	19,460	85,624	802,640	882,904	6,115,150	15,965,832
令和４年度	608,220	19,963,620	1,480,110	32,636,519	3,090,340	39,368,169	17,900	239,536	878,800	5,777,002	6,075,370	97,984,846
令和５年度	516,330	14,541,180	1,433,630	34,920,537	3,103,010	21,265,603	14,700	295,948	855,650	5,181,517	5,923,320	76,204,785

◎紙類の容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移

項目 / 年度	紙製容器包装				
	引渡し量（ｔ）	市町村負担率（%）	委託単価（円／ｔ）	再商品化委託料（円）	拠出金（円）
令和元年度	－	1	12,000	0	0
令和２年度	－	1	13,000	0	0
令和３年度	－	1	16,000	0	0
令和４年度	－	1	14,000	0	0
令和５年度	－	1	23,000	0	0

※ 市町村負担分は独自に売却しているので、指定法人への再商品化委託料は支出していない。

◎紙類売却単価の推移

年度	月	紙 類（円/t）				
		新聞紙	雑誌・雑紙	段ボール	紙パック	紙製容器包装
令和元年度	４～６月	22,700	12,500	5,500	16,000	5,000
	７～９月	11,200	7,000	3,500	12,000	3,000
	10～12 月	4,000	3,200	3,000	7,000	2,000
	１～３月	4,000	2,000	1,300	6,000	1,000
令和２年度	４～６月	3,000	1,000	1,300	4,000	1,000
	７～９月	7,000	1,500	2,100	4,000	1,000
	10～12 月	5,100	2,000	2,300	4,000	1,000
	１～３月	4,100	1,600	1,800	4,000	1,000
令和３年度	４～６月	4,300	1,700	2,000	4,000	1,000
	７～９月	4,300	1,800	2,200	4,000	1,000
	10～12 月	5,100	2,300	2,700	4,000	1,000
	１～３月	5,100	2,500	2,700	4,000	1,000
令和４年度	４～６月	15,100	12,000	7,500	5,000	4,000
	７～９月	25,100	19,500	13,500	10,000	5,000
	10～12 月	37,600	22,500	14,600	15,000	5,000
	１～３月	45,200	27,600	10,600	22,000	10,000
令和５年度	４～６月	30,700	21,000	7,600	18,000	7,000
	７～９月	23,100	21,000	6,100	18,000	5,000
	10～12 月	23,500	22,600	5,600	18,500	5,000
	１～３月	24,600	24,000	5,600	18,800	5,000

１５　プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成１４年１２月の新分別収集開始に伴い、月２回、透明袋によるステーション収集方式で実施したが、市民の要望に応え、平成１５年４月からは収集回数を週１回に増加している。収集したプラスチック製容器包装は、リサイクルプラザに搬入された後、選別、圧縮等の処理を行い指定法人に引き取られ再商品化がなされている。再商品化に当たっては、市町村負担分に応じた負担率に委託単価を乗じ、再商品化委託料として指定法人に支払っている。平成２１年度からは品質検査の結果に基づき、再商品化合理化拠出金を受けている。

◎プラスチックの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移

年　度	プラスチック製容器包装				
	引渡し量（ｔ）	市町村負担率（%）	委託単価（円/t）	再商品化委託料（円）	再商品化合理化拠出金（円）
令和元年度	3,050.96	1	46,000	1,529,862	0
令和２年度	3,279.79	1	49,000	1,767,865	427,508
令和３年度	3,374.01	1	51,000	1,892,869	0
令和４年度	3,336.37	1	53,000	1,945,119	0
令和５年度	3,164.72	1	58,000	2,019,078	0

※　再商品化合理化拠出金は、品質基準および低減額貢献度による合計金額である。（平成２９年度は低減額貢献度のみ、令和２年度は品質基準のみ）

１６　有害ごみ

平成３年４月から乾電池、蛍光管、水銀体温計を有害ごみとして、週２回、透明袋によるステーション収集方式で実施したが、乾電池を新たな分別区分に変更した平成１７年５月からは蛍光管、水銀体温計のみを対象としている。収集した有害ごみは、埼玉県清掃行政研究協議会の広域化委託処理事業により、再商品化を委託している。

◎有害ごみ（蛍光管）処理状況の推移

年　度		有害ごみ（蛍光管）		
		処理量（ｔ）	委託単価（円/t）	委託料(円)
令和元年度	破　砕　費	10.83	47,400	559,992
	運搬処分費	12.56	84,000	1,150,951
令和２年度	破　砕　費	10.13	47,400	528,177
	運搬処分費	12.01	84,000	1,109,723
令和３年度	破　砕　費	10.08	47,400	525,570
	運搬処分費	12.11	94,000	1,252,173
令和４年度	破　砕　費	8.32	47,400	433,804
	運搬処分費	10.13	94,000	1,047,442
令和５年度	破　砕　費	4.93	47,400	257,050
	運搬処分費	5.84	94,000	603,856

１７　乾電池

乾電池の分別収集は、昭和５９年８月から公共施設等拠点収集を開始し、平成３年４月には有害ごみとして、週２回のステーション収集も同時に実施している。その後、平成１４年１２月の新分別収集開始に伴い、一時は拠点収集を廃止したが、平成１７年５月に乾電池を新たな分別区分に定めたことにより、有害ごみとしての収集を廃止、公共施設等拠点収集のみに変更した。収集した乾電池は、埼玉県清掃行政研究協議会の広域化委託処理事業により、再商品化を委託している。

◎乾電池処理状況の推移

（税込）

年　　度	乾電池		
	処理量（ｔ）	委託単価（円／ｔ）	委託料（円）
令和元年度	88.14	84,000	8,070,333
令和２年度	90.535	84,000	8,365,434
令和３年度	91.58	84,000	8,461,964
令和４年度	97.88	84,000	9,044,120
令和５年度	93.61	84,000	8,649,564

１８　小型家電

（１）小型家電のリサイクルについて

平成２５年度に、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定および再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた「小型家電リサイクル法」が施行された。

本市でも小型家電に含有される金や銅、レアメタルなどの有用金属を有効利用するため、小型家電のリサイクルを平成２５年４月１日から開始した。新たな分別区分は設けず、「金属類」及び「粗大ごみ」としてステーションに排出または自己搬入されたものの中から、戸塚環境センター、リサイクルプラザ、および鳩ヶ谷衛生センターで手選別により小型家電を回収し、再資源業者へ売却している。

◎小型家電売却量・資源化状況の推移

年度	小型家電売却量（kg）	資源化量※（kg）						
		鉄	アルミ	銅	金	銀	パラジウム	ステンレス
令和元年度	50,320	11,793	1,094	5,451	0.72	2.2	－	124
令和２年度	53,400	23,395	2,088	1,655	0.2	3.4	－	262
令和３年度	49,890	21,857	1,951	1,547	0.19	3.2	－	245
令和４年度	45,650	19,999	1,785	1,415	0.18	2.9	－	224
令和５年度	34,160	16,727	1,493	1,184	0.15	2.4	－	187

※　再資源業者が実績に基づき設定した回収比率により算出。

※　令和元年度より売却物の品目が変更となったため、小型家電売却量に大幅な変化がみられた。

◎小型家電売却状況の推移

	施設	品名	売却単価（円/10kg）		売却重量（kg）		売却代金（税込）（円）	
			4～9月	10～3月				
令和３年度	戸塚環境センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム類	100	100	14,210	49,890	1,016,015	3,345,705
		コード類	650	650				
		ハードディスク類	50	50				
		携帯端末・ＰＨＳ端末	5,500	5,500				
	リサイクルプラザ	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	100	31,180		2,007,940	
		コード類	650	650				
		ハードディスク類	50	50				
		携帯端末・ＰＨＳ端末	5,500	5,500				
	鳩ヶ谷衛生センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	100	4,500		321,750	
		コード類	650	650				
		ハードディスク類	50	50				
		携帯端末・ＰＨＳ端末	5,500	5,500				
令和４年度	戸塚環境センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	300	12,400	45,650	1,576,740	5,336,540
		コード類	1,050	1,200				
		ハードディスク類	50	100				
		携帯端末・ＰＨＳ端末	5,500	5,500				
	リサイクルプラザ	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	300	30,100		3,369,575	
		コード類	1,050	1,200				
		ハードディスク類	50	100				
		携帯端末・ＰＨＳ端末	5,500	5,500				
	鳩ヶ谷衛生センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	300	3,150		390,225	
		コード類	1,050	1,200				
		ハードディスク類	50	100				
		携帯端末・ＰＨＳ端末	5,500	5,500				
令和５年度	戸塚環境センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	400	700	6,550	34,160	907,500	4,257,220
		コード類	1,000	1,400				
		ハードディスク類	400	100				
		携帯端末・ＰＨＳ端末	11,000	5,500				
	リサイクルプラザ	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	400	700	25,110		3,173,720	
		コード類	1,000	1,400				
		ハードディスク類	400	100				
		携帯端末・ＰＨＳ端末	11,000	5,500				
	鳩ヶ谷衛生センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	400	700	2,500		176,000	
		コード類	1,000	1,400				
		ハードディスク類	400	100				
		携帯端末・ＰＨＳ端末	11,000	5,500				

（２）使用済み携帯電話の拠点回収

レアメタルはＩＴ製品等の製造に不可欠な素材であり、その安定供給は我が国の製造業の維持・強化の観点から極めて重要である。しかし、レアメタルを取り巻く環境は不安定な要素が多く、将来、国際的な需給逼迫や供給障害が発生する可能性が懸念されている。そこで、国内でレアメタルを回収し循環資源として活用することの重要性を広く市民の方に知っていただくため、退蔵されている使用済み携帯電話の拠点回収を平成２２年３月３０日から実施している。なお、回収された使用済携帯電話等については、蓄積状況等により資源業者に売却している。

○実施場所：計１４カ所

市役所第一本庁舎ロビー、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、
鳩ヶ谷庁舎エントランスホール、リサイクルプラザ棟３階エレベーターホール、
中央図書館、前川図書館、新郷図書館、横曽根図書館、戸塚図書館、鳩ヶ谷図書館

○受付機器　：携帯電話・ＰＨＳ

◎使用済み携帯電話回収実績　（単位：台）

令和元年度	835
令和２年度	1,293
令和３年度	1,970
令和４年度	1,732
令和５年度	1,791
事業開始(平成 21 年度)からの回収量	12,497

※　平成２９年１２月より各図書館を回収拠点に追加し、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（主催：東京２０２０組織委員会）オリンピックメダル製作用として回収していたが、平成３１年３月末で終了した。

（3）小型家電リサイクル法認定事業者との連携

パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき製造メーカー等が回収しているため、現在、市では受け入れをしていない。「小型家電リサイクル法」に基づく国の事業認定を受けたリネットジャパンリサイクル株式会社と市が協定を締結することにより、家庭用の使用済みパソコンを宅配便で回収する同社のサービスを無料で利用できることになった。

○連携協力事項

・市は、市民に対する小型家電リサイクル法制度の定着と小型家電等の回収を促進するための広報を行う。

・リネットジャパンリサイクル株式会社は、市民から回収した小型家電等の回収状況を市へ報告する。

○協定締結日

平成 28 年 2 月 23 日（締結日から実施中）

○利用方法

①インターネットで申し込む　（パソコンデータ消去ソフトを無料でダウンロードできる）

②段ボール箱など（3 辺合計 140cm、20kg 以内）に詰める

③自宅から回収

○回収料金

１箱 1,600 円（税抜）　※回収品にパソコン本体を含む場合は無料

○対象品目

パソコン、携帯電話、ビデオ、キッチン家電、生活家電など 400 品目以上の家電製品

○対象外品目

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン、乾電池、石油・灯油ストーブなど

◎リネットジャパンリサイクル株式会社回収実績

年度	申込件数	回収品						
		回収件数 (件)	パソコン (台)	携帯電話 (台)	パソコン (kg)	携帯電話 (kg)	その他小型家電 (kg)	合計重量 (kg)
令和３年度	3,662	3,600	4,887	1,755	21,894.9	198.5	17,564.9	39,658.3
令和４年度	3,854	3,668	4,735	1,822	21,233.9	205.8	20,233.3	41,673.0
令和５年度	3,582	3,505	4,518	1,756	20,261.4	198.4	20,194.0	40,653.8
事業開始(平成 24 年度)からの回収量	18,534	18,065	24,053	9,337	111,166.4	1,069.0	103,989.8	216,225.2

１９　粗大ごみからの資源回収

（１）リサイクル家具オークション

リサイクルプラザでは、収集された粗大ごみの中から再使用可能なものについて、リサイクルプラザ内のリサイクル工房で再生修理し、月１回リサイクルプラザ内で有償販売（オークション形式）している。

◎リサイクル家具オークション実績

	参加者数（人）	販売数（点）	金額（円）
令和元年度	460	318	505,800
令和２年度	895	369	668,900
令和３年度	1,111	527	1,153,200
令和４年度	1,017	487	1,001,500
令和５年度	817	358	755,700

※　令和２年度から入札方法を１人１点から２点までに変更した。

（２）粗大ごみからの資源回収状況の推移

破砕前には手選別で、破砕後は磁選機で資源物を回収している。

◎粗大ごみからの資源回収状況の推移　　（単位：ｔ）

	処理量計			資源回収量計						回収率(%)
		破砕処理量	選別・保管		小型家電	破砕前金　属	破砕前アルミ屑	破砕後金　属	破砕後アルミ屑	
令和元年度	5,721.99	5,553.01 (内金属類205.17ｔ)	168.98	1,079.65	16.71	53.62	24.88	951.63	32.81	18.9
令和２年度	6,015.24	5,801.44 (内金属類266.90ｔ)	213.8	1,158.26	26.12	57.54	26.25	1,011.95	36.4	19.3
令和３年度	5,774.35	5,555.87 (内金属類244.84ｔ)	218.48	1,117.40	25.28	77.81	26.11	955.61	32.59	19.4
令和4年度	5,312.18	5,119.33 (内金属類208.85ｔ)	193.48	993.31	12.4	66.82	22.31	864.51	27.27	18.7
令和5年度	4,214.04	4,045.83 (内金属類196.36ｔ)	168.21	754.82	6.55	28.27	10.04	688.54	21.42	17.9

２０　焼却処理施設からの資源回収

戸塚環境センターでは、セメント資源や路盤材資源として再利用するための委託処理を行っている。なお、焼却残さから磁選機により残さ金属（鉄類）を資源として回収する取り組みは焼却方法の変更により令和４年度に終了した。また、朝日環境センターでは、鉄やアルミを未酸化の状態で回収することが可能であり、それらを資源業者に売却している。その他、焼却灰と溶融飛灰についても溶融スラグ化やセメント資源化等にすることで資源として有効に利用することができ、売却した後は路盤材等、砂の代替材として有効に利用されている。

◎焼却残さからの資源回収状況の推移

（単位：ｔ）

項目／年度	戸塚環境センター		朝日環境センター		合　計		回収率(%)
	総焼却残さ	残さ金属	総焼却残さ	残さ金属	総焼却残さ	残さ金属	
令和元年度	4,743.22	796.67	4,231.03	—	8,974.25	796.67	8.9
令和２年度	3,716.94	791.29	4,246.61	—	7,963.55	791.29	9.9
令和３年度	3,921.02	726.52	4,365.59	—	8,286.61	726.52	8.8
令和４年度	4,429.04	375.19	4,049.87	—	8,478.91	375.19	4.4
令和５年度	4,572.99	—	3,877.38	—	8,450.37	—	—

◎未酸化金属の回収状況の推移

（単位：ｔ）

項目／年度	朝日環境センター		
	未酸化鉄	未酸化アルミ	合計
令和元年度	737.03	71.31	808.34
令和２年度	748.74	56.88	805.62
令和３年度	709.70	66.35	776.05
令和４年度	623.75	55.71	679.46
令和５年度	565.36	47.61	612.97

◎資源化処理委託量の推移

（単位：ｔ）

項目(委託先)／年度	戸塚環境センター				朝日環境センター
	セメント資源（太平洋セメント）	路盤材資源（高清水エコプラザ）	再生砕石化（渡辺産業）	溶融資源化（メルテック）	
令和元年度	1,236.88	299.97	299.93	96.74	—
令和２年度	416.62	296.06	400.00	99.84	—
令和３年度	405.95	299.92	335.89	95.27	—
令和４年度	487.19	299.50	499.96	312.38	47.28
令和５年度	469.26	292.28	695.91	200.81	49.91

◎溶融スラグの発生状況の推移

（単位：ｔ）

項目／年度	朝日環境センター
	溶融スラグ
令和元年度	7,303.65
令和２年度	8,054.50
令和３年度	7,522.07
令和４年度	7,048.56
令和５年度	6,394.45

21　エネルギー回収

（1）余熱利用

戸塚環境センターと朝日環境センターでは、焼却によって発生する熱を利用するため、廃熱ボイラを設置し、焼却エネルギーの回収による温水を余熱利用施設に供給している。

◎余熱利用施設利用者数および利用料の推移

施設／年度	厚生会館			サンアール朝日		
	利用者数（人）	利用料金（円）	稼動日数（日）	利用者数（人）	利用料金（円）	稼動日数（日）
令和元年度	22,023	2,051,400	250	77,046	29,542,440	258
令和２年度	107	10,700	8	13,541	5,094,240	222
令和３年度	10,144	865,180	277	16,594	6,312,690	240
令和４年度	12,114	1,053,340	264	25,130	9,798,380	268
令和５年度	13,474	1,193,160	277	30,129	12,146,200	204

※　厚生会館：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月28日から臨時休館。令和3年3月23日から再開。
※　厚生会館：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年8月7日から8月23日まで臨時休館。
※　厚生会館：老朽化による給湯設備故障、改修工事のため、令和4年11月21日から12月17日まで、令和5年2月20日から2月27日まで臨時休館。
※　厚生会館：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年度から10時から12時30分までと13時30分から16時までの2部入れ替え制で運営。

（2）発　電

戸塚環境センターおよび朝日環境センターでは、ごみ焼却で発生する排ガスの熱エネルギーを利用してボイラで蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機で発電を行っている。戸塚環境センターは４，４００ｋW、朝日環境センターは１２，０００ｋWの発電をすることができ、発電した電力は両環境センター全体の電力を賄うとともに、余剰電力については電力会社等へ売電している。

◎発電状況の推移

項目／年度	発電能力（kW）		発電量（kWh）		売電量（kWh）		売電金額（円）	
			内訳	計	内訳	計	内訳	計
令和元年度	戸塚環境センター	4,400	24,768,760	62,784,897	15,836,400	26,582,520	242,952,488	402,107,032
	朝日環境センター	12,000	38,016,137		10,746,120		159,154,544	
令和２年度	戸塚環境センター	4,400	22,739,270	62,158,238	14,201,058	25,629,330	208,943,115	370,423,777
	朝日環境センター	12,000	39,418,968		11,428,272		161,480,662	
令和３年度	戸塚環境センター	4,400	23,304,710	63,417,022	14,395,818	26,902,938	229,501,053	409,432,319
	朝日環境センター	12,000	40,112,312		12,507,120		179,931,266	
令和４年度	戸塚環境センター	4,400	21,125,280	58,752,551	12,893,580	23,546,436	241,763,793	429,056,235
	朝日環境センター	12,000	37,627,271		10,652,856		187,292,442	
令和５年度	戸塚環境センター	4,400	5,593,340	40,765,103	0	9,665,064	0	163,751,032
	朝日環境センター	12,000	35,171,763		9,665,064		163,751,032	

※　戸塚環境センターは令和５年度からの変電所棟建替の影響により建替完了まで売電不可となる。

２２　使用済みインクカートリッジの回収箱の設置

プリンターメーカーが共同でインクカートリッジのリサイクルを実施する「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の９第１項の広域認定を取得）に参加している。

○回収対象品：家庭で使用された下記４社の純正インクカートリッジ

ブラザー工業株式会社、キヤノン株式会社、セイコーエプソン株式会社、株式会社日本ＨＰ

◎使用済みインクカートリッジ回収実績

	設置場所	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		事業開始（H24年度）からの累計	
	(kg)	箱	重量	箱	重量	箱	重量	箱	重量	箱	重量
1	川口市役所本庁舎	5	42	5	43	3	29	5	46	56	475
2	川口駅前行政センター	10	71	6	40	5	40	5	45	64	501
3	芝支所	3	23	4	27	4	29	5	45	35	256
4	新郷支所	3	29	2	20	4	34	2	19	26	252
5	神根支所	2	17	2	18	3	29	2	20	18	159
6	安行支所	2	16	2	16	3	22	2	15	19	142
7	戸塚支所	3	22	4	32	2	15	3	23	29	234
8	中央図書館	13	80	14	105	11	84	12	92	177	1247
9	前川図書館	5	40	4	34	3	26	6	53	67	519
10	新郷図書館	1	7	4	29	3	21	3	17	32	237
11	横曽根図書館	3	23	3	27	2	15	2	18	24	208
12	戸塚図書館	7	63	9	80	7	58	8	68	91	711
13	戸塚環境センター	1	10	1	6	1	9	1	7	6	49
14	朝日環境センター・リサイクルプラザ	1	11	4	30	2	14	3	21	28	220
15	鳩ヶ谷庁舎	2	17	3	26	3	24	0	0	20	170
16	鳩ヶ谷図書館	4	33	4	33	4	32	4	32	46	369
	合　　計	65	504	71	566	60	481	63	521	738	5,749

※　回収箱の設置：平成24年3月6日から

※　重量は小数点以下を四捨五入

２３　剪定枝破砕機貸出事業

市内で発生する剪定枝の有効利用を促進し、一般廃棄物の減量を図るため、平成２６年７月１日から剪定枝用破砕機を無料で貸し出している。

○貸出対象者

・本市に住所を有する個人

・市内に存する町会・自治会・共同住宅の管理組合

・市内で活動を行う団体

・市内で事業活動を行う事業者（ただし、営利を目的として植木の売買、管理、剪定、貸し出し等の業を行う事業者を除く。）

◎剪定枝破砕機貸出実績

年度	貸出件数（台）	破砕処理量※（ｋｇ）	貸出日数（日）
令和元年度	17	584.0	83
令和２年度	11	265.7	78
令和３年度	19	578.5	121
令和４年度	8	128.0	38
令和５年度	10	356.0	57
事業開始(平成26年度)からの実績	170	5,634.2	999

※　利用者からの報告に基づき算出

２４　ごみ分別用ごみ箱等貸出事業

市内で開催されるイベントで出るごみの分別を促進するため、平成２８年７月１日からごみ分別用ごみ箱及びのぼりを無料で貸し出している。

○貸出対象者

・市内に存する町会・自治会・共同住宅の管理組合

・市内で活動を行う団体

・市内で事業活動を行う事業者

○貸出品

・折りたたみ式ごみ箱４種（一般ごみ・あきかん・あきびん・ペットボトル）

・のぼり２本（注水式ポールスタンド含む）

◎ごみ分別用ごみ箱貸出実績

年度	貸出件数（組）	分別回収量※（ｋｇ）	貸出日数（日）
令和元年度	17	2,569	97
令和２年度	0	0	0
令和３年度	2	2	6
令和４年度	0	0	0
令和５年度	28	1,227	61
事業開始(平成28年度)からの実績	92	9,618	449

※　利用者からの報告に基づき算出

※　令和２年度、令和４年度は新型コロナウイルス感染拡大防止により各種催事が中止となり、貸出実績なし。